

藤沢市公民館条例施行規則の全部改正について  
藤沢市公民館条例施行規則の全部を次のように改正する。

2020年（令和2年）1月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、公民館の再整備を進めるにあたり、運営方法の変更等が生じるため、公民館の使用手続きに関する規定を整備する必要による。

藤沢市公民館条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。

（審議会の委員長及び副委員長）

第2条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（供用時間及び休館日）

第4条 公民館の供用時間（公民館を使用することができる時間をいう。以下同じ。）及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 供用時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 次のア及びイに掲げる日

ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

イ 毎月第3月曜日（その日が祝祭日等に当たる場合は、第2月曜日）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会（藤沢市立藤沢公民館にあっては指定管理者。以下第6条、第9条、第12条及び第13条において「教育委員会等」という。）は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。ただし、指定管理者にあっては、教育委員会の承認を得なければならない。

（規則で定める団体）

第5条 条例第6条に規定する規則で定める団体は、国、神奈川県若しくは市又は次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 団体が5人以上の者によって組織されており（同一の世帯に属する者のみで組織されている場合を除く。）、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。

(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。

(3) 団体が計画的な活動を継続していること。

(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によって自主的に行われていること。

（団体登録）

第6条 前条に規定する団体のうち、公民館施設を継続的に利用しようとする団体は、主に活動の拠点とする1の公民館において、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 会則又は規約

(2) 構成員名簿

(3) 公民館利用団体登録申請書の提出に伴う団体調書

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書に記載された団体が前条の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用

団体として登録するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは当該団体に公民館団体登録カードを交付し、登録をしないことと決定したときは当該団体にその旨を通知するものとする。

5 教育委員会は、公民館利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公民館利用団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により公民館利用団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障のある行為を行ったと認められたとき。

6 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消したときは、公民館利用団体登録取消決定通知書により当該公民館利用団体の代表者に通知するものとする。

7 前項の通知を受けた公民館利用団体は、公民館団体登録カードを教育委員会に返還しなければならない。

8 教育委員会等は、第5項の規定により公民館利用団体としての登録が取り消された場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設があるときは、その使用の許可を取り消すことができる。

(登録期間)

第7条 登録の有効期間は、5月1日から翌年4月30日まで（5月2日以降に登録された団体については、登録の許可を受けた日から最初に迎える4月30日まで）とする。

2 登録の更新を希望する団体は、毎年4月30日までに、前条に規定する公民館利用団体登録申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 公民館に登録した利用団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、藤沢市公民館利用団体登録変更・廃止届に団体登録カードを添えて教育委員会に届け出なければならない。

2 登録団体は、藤沢市公民館団体登録カードを紛失し、破損し、又は汚損したときは、藤沢市公民館利用団体登録カード再発行届により届け出て、再交付を受けなければならない。

(使用申請手続等)

第9条 条例第7条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 第6条第1項の登録を受けた団体 次のア及びイに掲げる申請日の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる方法

ア 条例第7条第1項に規定する使用申請の開始の日から使用日の前日（同日が藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の市の休日でない日）まで 使用する室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法又は電子情報処理組織を使用して申請に係る事項を送信する方法

イ 使用日当日 使用する室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法

(2) 第6条第1項の登録を受けていない団体 前号アに掲げる申請日において、使用する室を有する公民館において公民館使用申請書及び構成員名簿を提出する方法

2 公民館を使用しようとする団体（国、神奈川県及び市並びにそれらの機関並びに地域において公共的な活動をする団体として公民館長が認めた団体を除く。）は、使用日の属する月の2月前の月の初日から同月14日までにあつては1月につき8の時間区分（時間区分A（条例別表備考1に規定する時間区分Aをいう。）又は時間区分B（条例別表備考2に規定する時間区分Bをいう。）をいう。）を、使用日の属する月の2月前の15日から同月の末日までにあつては1月につき12の時間区分を超えて許可を受けることができない。

3 教育委員会等は、第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

4 電子情報処理組織を使用した申請を行った団体の使用許可決定は、申請受付画面に許可番号を表示したことをもって前項に規定する通知をしたものとみなす。ただし、許可を受けた団体が許可書の発行を申し出た場合は、当該許可書を交付することができる。

5 教育委員会等は、条例第7条第4項の規定により公民館の使用許可を取り消したときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものと

する。

(保育室等の使用)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、使用日の属する月の2月前の月の初日から同月14日までの間における次に掲げる室の使用に係る申請については、これらの室をその保護者等が当該室以外の室を使用し、又は当該室以外の室で実施される催し物等に参加する間における未就学児等の保育を目的とする場合に限るものとする。この場合において、その申請の方法は、室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法とする。

公民館	室名
藤沢公民館	保育室
村岡公民館	子ども室（ミーティング室）
六会公民館	保育室（ミーティング室）
明治公民館	子育て支援室（ミーティング室）
御所見公民館	子ども室（ミーティング室）
遠藤公民館	保育室（ミーティング室）
長後公民館	保育室（ミーティング室）
善行公民館	保育室（ミーティング室）
湘南大庭公民館	子ども室（ミーティング室）
湘南台公民館	子ども室（ミーティング室）

2 前項に規定する室を同項に規定する目的に使用する場合には、第5条第1号の規定は、適用しない。

(特別な設備等の承認手続)

第11条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、公民館特別設備等承認申請書に当該申請に係る設備又は装飾の内容を記載した仕様書を添えて行うものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免基準等)

第12条 条例第9条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

(藤沢市立藤沢公民館にあってはあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合) その都度教育委員会が定める割合

2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市が使用する場合

(2) 児童及び生徒（高校生以下）が使用する場合

(3) 保育室等を保育のために使用する場合

(4) 障がい者が主たる構成員の団体が使用する場合

(5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が使用する場合

(6) その他教育委員会が認めた場合（藤沢市立藤沢公民館にあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が特別な理由があると認めた場合）

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする団体は、当該公民館を使用しようとする日の前日（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の市の休日でない日）までの間に公民館使用料減免申請書により教育委員会等に申請しなければならない。この場合において、申請に係る団体が第6条第1項の登録を受けていない団体であるときは、当該申請は、使用する室を有する公民館においてしなければならない。

4 教育委員会等は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（使用の取りやめの届出）

第13条 条例第7条第1項の規定による許可を受けたものが当該許可に係る使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に公民館使用取りやめ届を教育委員会等に提出しなければならない。

2 第6条第3項の規定により登録された団体は、電子情報処理組織を使用して前

項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第14条 公民館の使用に係る鍵の受取り、室の準備及び原状回復並びに鍵の返却は、使用許可を受けた時間内に行わなければならない。

(遵守事項)

第15条 公民館を使用しようとするものは、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

(1) 係員の許可なく次に掲げる行為をしないこと。

ア 壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けること。

イ 火気を使用すること。

ウ 寄附金の募集、物品の販売、撮影、録音等を行うこと。

(2) 危険物若しくは不潔な物又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

(3) 指定の場所以外の場所で飲食しないこと。

(4) 騒音、怒声等を発すること、暴力を用いることその他の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他施設が定めるルールに従わなければならない。

(様式)

第16条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



藤沢市公民館条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（供用時間及び休館日）</p> <p>第4条 公民館の供用時間(公民館を使用することができる時間をいう。以下同じ。)及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 休館日 次のア及びイに掲げる日</p> <p>ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>イ <u>毎月第3月曜日（その日が祝祭日等に当たる場合は、第2月曜日）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会(藤沢市立藤沢公民館にあつては指定管理者。以下第6条、第9条、第12条及び第13条において「教育委員会等」という。)は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>（規則で定める団体）</p> <p>第5条 条例第6条に規定する規則で定める団体は、<u>国、神奈川県若しくは市又は次の各号のいずれにも該当する団体とする。</u></p> <p>(1) 団体が5人以上の者によって組織されており、<u>（同一の世帯に属する者のみで組織されている場合を除く。）</u>、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p>	<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 削除</p> <p>（供用時間及び休館日）</p> <p>第5条 公民館の供用時間(公民館を使用することができる時間をいう。以下同じ。)及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 休館日 次のア及びイに掲げる日</p> <p>ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>イ 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会(藤沢市立藤沢公民館にあつては指定管理者。以下第6条から第9条まで及び第11条において「教育委員会等」という。)は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>（規則で定める団体）</p> <p>第10条 条例第6条に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p>

第2号～第4号（略）

（団体登録）

第6条 前条に規定する団体のうち、公民館施設を継続的に利用しようとする団体は、主に活動の拠点とする1の公民館において、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 会則又は規約

(2) 構成員名簿

(3) 公民館利用団体登録申請書の提出に伴う団体調書

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

第3項（略）

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは当該団体に公民館団体登録カードを交付し、登録をしないことと決定したときは当該団体にその旨を通知するものとする。

第5項～第8項（略）

（登録期間）

第7条 登録の有効期間は、5月1日から翌年4月30日まで（5月2日以降に登録された団体については、登録の許可を受けた日から最初に迎える4月30日まで）とする。

2 登録の更新を希望する団体は、毎年4月30日までに、前条に規定する公民館利用団体登録申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（変更の届出等）

第8条 公民館に登録した利用団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、藤沢市公民館利用団体登録変更・

第2号～第4号（略）

（団体登録）

第11条 前条に規定する団体のうち、公民館施設を継続的に利用しようとする団体は、あらかじめ利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第3項（略）

4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該団体に公民館団体登録カードを交付するものとする。

第5項～第8項（略）

廃止届に団体登録カードを添えて教育委員会に届け出なければならない。

2 登録団体は、藤沢市公民館団体登録カードを紛失し、破損し、又は汚損したときは、藤沢市公民館利用団体登録カード再発行届により届け出て、再交付を受けなければならない。

(使用申請手続等)

第9条 条例第7条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 第6条第1項の登録を受けた団体 次のア及びイに掲げる申請日の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる方法

ア 条例第7条第1項に規定する使用申請の開始の日から使用日の前日（同日が藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の市の休日でない日）まで 使用する室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法又は電子情報処理組織を使用して申請に係る事項を送信する方法

イ 使用日当日 使用する室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法

(2) 第6条第1項の登録を受けていない団体 前号アに掲げる申請日において、使用する室を有する公民館において公民館使用申請書及び構成員名簿を提出する方法

2 公民館を使用しようとする団体（国、神奈川県及び市並びにそれらの機関並びに地域において公共的な活動をする団体として公民館長が認めた団体を除く。）は、使用日の属する月の2月前の月の初日から同月14日までにあつては1月につき8の時間区分（時間区分A（条例別表備考1に規定する時間区分Aをいう。）又は時間区分B（条例別表備考2に規定する時間区分Bをいう。）をいう。）を、使用日の属する月の2月前の15日から同月の末日までにあつては1月につき12の時間区分を超えて許可を受けることができない。

(使用申請手続等)

第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、教育委員会等に対し、公民館使用申請書を提出し、又は電子情報処理組織を使用して申請に係る事項を送信することにより行うものとする。

2 前項に規定する電子情報処理組織を使用した申請は、第11条第1項の登録を受けた団体でなければ行うことができない。

第3項（略）

4 電子情報処理組織を使用した申請を行った団体の使用許可決定は、申請受付画面に許可番号を表示したことをもって前項に規定する通知をしたものとみなす。ただし、許可を受けた団体が許可書の発行を申し出た場合は、当該許可書を交付することができる。

5 教育委員会等は、条例第7条第4項の規定により公民館の使用許可を取り消したときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものとする。

（保育室等の使用）

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、使用日の属する月の2月前の月の初日から同月14日までの間における次に掲げる室の使用に係る申請については、これらの室をその保護者等が当該室以外の室を使用し、又は当該室以外の室で実施される催し物等に参加する間における未就学児等の保育を目的とする場合に限るものとする。この場合において、その申請の方法は、室を有する公民館において公民館使用申請書を提出する方法とする。

公民館	室名
藤沢公民館	保育室
村岡公民館	子ども室（ミーティング室）
六会公民館	保育室（ミーティング室）
明治公民館	子育て支援室（ミーティング室）
御所見公民館	子ども室（ミーティング室）
遠藤公民館	保育室（ミーティング室）
長後公民館	保育室（ミーティング室）

第3項（略）

4 教育委員会等は、条例第7条第4項の規定により公民館の使用許可を取り消したときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものとする。

善行公民館	保育室（ミーティング室）
湘南大庭公民館	子ども室（ミーティング室）
湘南台公民館	子ども室（ミーティング室）

2 前項に規定する室を同項に規定する目的に使用する場合には、第5条第1項の規定は、適用しない。

（特別な設備等の承認手続）

第11条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、公民館特別設備等承認申請書に当該申請に係る設備又は装飾の内容を記載した仕様書を添えて行うものとする。

第2項（略）

（使用料の減免基準等）

第12条 条例第9条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

第1号～第2号（略）

第2項（略）

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする団体は、当該公民館を使用しようとする日の前日（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の市の休日でない日）までの間に公民館使用料減免申請書により教育委員会等に申請しなければならない。この場合において、申請に係る団体が第6条第1項の登録を受けていない団体であるときは、当該申請は、使用する室を有する公民館においてしなければならない。

第4項（略）

（使用の取りやめの届出）

第13条 条例第7条第1項の規定による許可を受けたものが当該許可に係る使用

（特別な設備等の承認手続）

第7条 条例第7条第6項の規定による承認の申請は、公民館特別設備等承認申請書に当該申請に係る設備又は装飾の内容を記載した仕様書を添えて行うものとする。

第2項（略）

（使用料の減免基準等）

第8条 条例第9条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

第1号～第2号（略）

第2項（略）

3 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、当該公民館を使用しようとする日の前日（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、同日前の市の休日でない日）までの間に公民館使用料減免申請書により教育委員会等に申請しなければならない。

第4項（略）

（使用の取りやめの届出）

第9条 条例第7条第1項の規定による申請をしたもので、当該申請を受理され、又

取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会等に提出しなければならない。

- 2 第6条第3項の規定により登録された団体は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第14条 公民館の使用に係る鍵の受取り、室の準備及び原状回復並びに鍵の返却は、使用許可を受けた時間内に行わなければならない。

(遵守事項)

第15条 公民館を使用しようとするものは、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

(1) 係員の許可なく次に掲げる行為をしないこと。

ア 壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けること。

イ 火気を使用すること。

ウ 寄附金の募集、物品の販売、撮影、録音等を行うこと。

(2) 危険物若しくは不潔な物又は動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(3) 指定の場所以外の場所で飲食しないこと。

(4) 騒音、怒声等を発すること、暴力を用いることその他の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他施設が定めるルールに従わなければならない。

(様式)

は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会等に提出しなければならない。

- 2 第11条第3項の規定により登録された団体は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

(使用許可時間)

第12条 使用許可を受けた時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

(遵守事項)

第13条 公民館の使用許可を受けたものは、公民館を使用するときは、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第16条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。
- 2 藤沢市公民館使用条例施行規則(昭和27年1月藤沢市規則第2号)は廃止する。
- 3 平成28年2月15日から平成31年3月31日までの間に限り、藤沢市労働会館条例(昭和51年藤沢市条例第31号)第2条に規定する藤沢市労働会館の建て替えが行われなかったならば当該労働会館を使用しようとする団体として教育委員会が認めたものは、第8条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

【改正附則省略】

第14条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

【改正附則省略】